

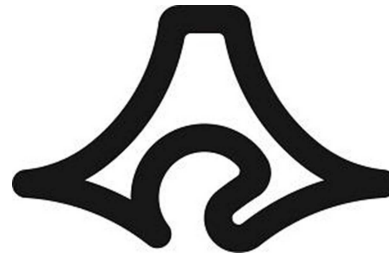
提供日 2024/12/18

タイトル 「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間)  
環境影響評価方法書」に関する知事意見を送付しました

担当 暮らし・環境部 環境局 生活環境課

連絡先 環境影響評価班

TEL 054-221-2255



## 「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」に関する知事意見を送付しました

令和6年7月3日付けで都市計画決定権者から送付のあった「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」について、静岡県環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、本日、都市計画決定権者に対して知事意見を送付しました。

### 1 事業概要

区分	内容
事業の種類	高速自動車国道又は一般国道 (自動車専用道路) の新設
事業予定者	国土交通省中部地方整備局
都市計画決定権者※1	静岡県 (湖西市内)、浜松市 (浜松市内)
道路の区間	起 点: 東名高速道路三ヶ日 JCT (浜松市) 終 点: 三河港 (愛知県豊橋市) ※2
事業の規模等	道路延長: 約 26km (県内区間: 約 13km) 車 線 数: 4 車線 設計速度: 80km/h
着工・供用	未定

※1 本方法書は、環境影響評価法の規定により、都市計画決定権者が事業予定者に代わるものとして、本事業に係る都市計画の決定と併せて手続を行います。

※2 本方法書は、(仮称) 浜松湖西豊橋道路全線のうち静岡県区間を対象としています。

### 2 知事意見の概要

#### (1) 全般的事項

- 方法書で示されている事業実施区域は1km幅であることから、詳細なルートの位置及び道路構造等の事業計画の決定に当たっては、評価項目や評価項目ごとの調査地域、地点、期間等を具体化し、適切な環境影響評価を実施するとともに、その検討過程や経緯を準備書に記載すること。
- 道路事業において一般的に用いられる環境影響評価の技術手法等にとらわれず、最新の科学的な知見に基づく手法の採用を検討すること。
- 地域住民や関係者に対して、積極的に情報を提供するとともに、寄せられた意見等に丁寧に対応すること。

(2) 主な個別事項

項目	主な意見
<p>大気質</p> <p>水環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居及び教育施設等が存在し、「三ヶ日みかん」をはじめとしたみかん畑等の農地が広がっていることから、自動車の走行に伴い発生する排気ガス等については、周辺環境を考慮した上で、調査、予測及び評価を実施すること。その結果、必要に応じて道路構造の見直しや通気処理等による保全措置を検討し、大気質への影響を回避又は極力低減すること。</li> <li>・事業実施区域及びその周辺には、都田川水系の浜名湖、梅田北湿地をはじめとした浜名湖周辺湧水湿地群が存在している。トンネル等により、河川の流量及び地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあることから、水循環の特性を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を実施すること。</li> </ul>
<p>動物</p> <p>植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域は、4つの鳥獣保護区を横断するように計画されているため、本事業の実施により重要な動物の生息地が消失又は縮小するおそれがあることから、動物の生息地が保全されるよう影響を回避又は低減すること。</li> <li>・動物の移動については、冬眠及び越冬等に伴う爬虫類等の移動範囲のほか、季節により移動する動物の生息地、サシバ等の猛禽類をはじめとした鳥類の渡りも考慮した上で、専門家の助言を踏まえて、調査、予測及び評価を実施すること。</li> <li>・トキワマンサクの北限群生地に影響を及ぼすおそれがあることから、専門家や関係者の助言を踏まえて、影響を回避すること。</li> </ul>
<p>景観</p> <p>人と自然との 触れ合い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝「浜名湖」をはじめとした美しい景観を有することから、周辺景観との調和を考慮し、影響を回避又は低減すること。</li> <li>・湖西連峰ハイキングコースは、年間数万人が訪れるハイキング・トレッキングの名所であることから、利用者の多い時期を選定し、調査、予測及び評価を実施すること。</li> </ul>

3 今後の予定

都市計画決定権者は、今回の知事意見を踏まえて環境影響評価を実施する。その結果と環境の保全に関する考え方を「環境影響評価準備書」として取りまとめ公表する。

